

令和 7 年度愛媛地方最低賃金審議会
第 3 回愛媛県船舶製造・修理業、船用機関製造業最低賃金専門部会議事要旨

開催日時	令和 7 年 10 月 21 日（火）午前 9 時 53 分～午後 1 時 22 分		
場所	松山若草合同庁舎共用会議室		
出席状況	公益代表委員	出席 3 名	定数 3 名
	労働者代表委員	出席 3 名	定数 3 名
	使用者代表委員	出席 3 名	定数 3 名
主要議題	1 金額審議 2 その他		

議事要旨

本会議は《公開・非公開》

1 金額審議

第 2 回専門部会における労使双方の金額提示を受け、部会長から労使委員に対し、更なる歩み寄りを促した。

○労働者側（3 回目）

造船業界では、今後、新造船市場の拡大が見込まれるが、賃金が低くて人手不足になりそれに対応できないこと、最低賃金近傍で働く労働者の生活のため最低賃金の引き上げが必要であること、造船業の特性から、地賃よりも高い特定最低賃金の設定が必要であること、隣県との賃金格差を解消する必要があることを理由に、地賃と同額の引き上げが必要であるとして、77 円引き上げた 1,147 円（引上げ率 7.20%）を提示

○使用者側（3 回目）

結審に向けた歩み寄りとして、日本中小型造船工業会所属会社の平均昇給率 4.59%を基に、49 円引き上げた 1,119 円（引上げ率 4.58%）を提示

○労働者側（4 回目）

結審に向けた歩み寄りとして、70 円引き上げた 1,140 円（引上げ率 6.54%）を提示

○使用者側（4 回目）

結審に向けた歩み寄りとして、58 円引き上げた 1,128 円（引上げ率 5.42%）を提示
金額の合意には至らなかった。

労使双方から公益委員へ一任し、公益案（1,136 円、引上げ額 66 円、引上げ率 6.17%）を提示して、採決を行ったところ全会一致で結審に至った。

よって、最低賃金審議会令第 6 条第 5 項を適用し、愛媛地方最低賃金審議会会長名から、愛媛労働局長あて、愛媛県船舶製造・修理業、船用機関製造業最低賃金の改正決定について答申した。

この結果については、専門部会報告書を作成し、会長あて報告を行うこととした。

2 その他

事務局から、今後の審議日程について説明を行った。

以上